

平成30年第 2 回

小松市議会定例会議案

平成30年(2018年) 6 月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第50号	平成30年度小松市一般会計補正予算(第1号)……………	1
議案第51号	平成30年度小松市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)……………	7
議案第52号	平成30年度小松市公債管理特別会計補正予算(第1号)……………	11
議案第53号	平成30年度小松市下水道事業会計補正予算(第1号)……………	15
議案第54号	小松市総合治水対策の推進に関する条例について……………	17
議案第55号	小松市ごみ処理施設整備基金条例の一部を改正する条例について……	25
議案第56号	小松市税条例等の一部を改正する条例について……………	27
議案第57号	小松市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について……………	47
議案第58号	工事請負契約について……………	53
議案第59号	工事請負契約について……………	55
議案第60号	工事請負契約について……………	57
議案第61号	工事請負契約について……………	59
議案第62号	専決処分の承認を求めることについて……………	61
議案第63号	専決処分の承認を求めることについて……………	97
報告第2号	平成29年度小松市一般会計繰越明許費繰越計算書……………	103
報告第3号	平成29年度小松市一般会計事故繰越し繰越計算書……………	105
報告第4号	平成29年度小松市産業団地事業特別会計繰越明許費繰越計算書……………	107
報告第5号	平成29年度小松市水道事業会計予算繰越計算書……………	109
報告第6号	平成29年度小松市水道事業会計予算繰越計算書……………	111
報告第7号	平成29年度小松市下水道事業会計予算繰越計算書……………	113
報告第8号	平成29年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算繰越計算書……………	115
報告第9号	法人の経営状況の報告について……………	117
報告第10号	法人の経営状況の報告について……………	129

報告第11号	法人の経営状況の報告について……………	143
報告第12号	法人の経営状況の報告について……………	161
報告第13号	専決処分の報告について……………	171
報告第14号	専決処分の報告について……………	175

議案第50号

平成30年度小松市一般会計補正予算 (第1号)

平成30年度小松市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ389,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,779,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	7,299,480	111,900	7,411,380
	2 国庫補助金	2,918,452	111,900	3,030,352
16	県支出金	3,163,971	12,600	3,176,571
	2 県補助金	918,897	12,600	931,497
18	寄附金	280,736	17,400	298,136
	1 寄附金	280,736	17,400	298,136
19	繰入金	922,980	148,000	1,070,980
	1 基金繰入金	922,980	148,000	1,070,980
20	繰越金	1	28,400	28,401
	1 繰越金	1	28,400	28,401
22	市債	6,033,100	70,900	6,104,000
	1 市債	6,033,100	70,900	6,104,000
歳 入 合 計		45,390,000	389,200	45,779,200

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,241,471	5,000	3,246,471
	1 総務管理費	2,704,095	5,000	2,709,095
3	民生費	14,586,266	8,800	14,595,066
	1 社会福祉費	6,655,751	6,900	6,662,651
	3 生活保護費	874,524	1,900	876,424
4	衛生費	5,033,680	80,800	5,114,480
	2 環境対策費	3,496,107	80,800	3,576,907
6	農林水産業費	1,052,630	16,300	1,068,930
	2 林業費	234,787	16,300	251,087
8	土木費	6,582,796	173,300	6,756,096
	4 都市計画費	1,209,714	153,300	1,363,014
	6 飛行場費	504,407	20,000	524,407
10	教育費	6,097,030	5,000	6,102,030
	1 教育総務費	677,586	5,000	682,586
	6 保健体育費	1,397,895	0	1,397,895
12	公債費	6,189,700	100,000	6,289,700
	1 公債費	6,189,700	100,000	6,289,700
歳 出 合 計		45,390,000	389,200	45,779,200

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)		(単位千円)	
事	項	期 間	限 度 額
小 松 加 賀 衛 生 セ ン タ ー し 尿 処 理 施 設 改 築 負 担 金		自 平成31年度 至 平成32年度	104,416千円に負担金割合の変更に伴う 額を増減した額

第3表 地方債補正

(変 更)

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
北 谷 線 開 設 費	18,400	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	23,100	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。
北 国 街 道 無 電 柱 化 整 備 費	42,200				108,400			
計	6,033,100				6,104,000			

議案第51号

平成30年度小松市介護保険事業特別会 計補正予算（第1号）

平成30年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,941,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	2,172,223	1,900	2,174,123
	2 国庫補助金	503,272	1,900	505,172
7	繰入金	1,381,024	1,900	1,382,924
	1 一般会計繰入金	1,380,566	1,900	1,382,466
歳 入 合 計		9,938,000	3,800	9,941,800

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	125,959	3,800	129,759
	1 総務管理費	70,859	3,800	74,659
歳 出 合 計		9,938,000	3,800	9,941,800

平成30年度小松市公債管理特別会計補
正予算（第1号）

平成30年度小松市の公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,189,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	6,186,700	100,000	6,286,700
	1 一般会計繰入金	6,186,700	100,000	6,286,700
	歳 入 合 計	9,089,100	100,000	9,189,100

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	公債費	9,089,100	100,000	9,189,100
	1 公債費	9,089,100	100,000	9,189,100
歳 出 合 計		9,089,100	100,000	9,189,100

議案第53号

平成30年度小松市下水道事業会計補正 予算（第1号）

第1条 平成30年度小松市の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
公共下水道施設 維持管理事業	平成31年度から 平成33年度まで	791,400千円に流入水量の変動、 物価変動、消費税及び地方消費 税の変動に伴う額を増減した額

小松市総合治水対策の推進に関する条例について

小松市総合治水対策の推進に関する条例を次のように制定する。

小松市総合治水対策の推進に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 総合治水対策の基本的な施策等（第7条—第13条）

第3章 開発事業等における雨水排水計画の協議（第14条）

第4章 助言，指導又は勧告等（第15条—第17条）

第5章 小松市総合治水対策推進協議会（第18条—第20条）

第6章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は，本市における総合治水対策の推進について，基本理念を定め，市，市民及び事業者の責務を明らかにするとともに，総合治水対策を推進するための基本となる事項等を定めることにより，浸水による被害の発生及び拡大の防止を図り，もって市民の生命，身体及び財産を保護し，将来にわたって安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合治水対策 水路及び下水道その他の排水施設（以下「水路等」という。）の整備のほか、地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量（以下「雨水流出量」という。）の増加の抑制、水防体制の強化その他の浸水による被害の発生及び拡大の防止を図るための総合的な対策をいう。
- (2) 治水対策施設 浸水による被害の発生及び拡大の防止を図るための幹線排水路、排水ポンプ場、雨水流出抑制施設等をいう。
- (3) 雨水流出抑制施設 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設で、浸水による被害の発生及び拡大の防止を目的とするものをいう。
- (4) 河川管理者等 河川法（昭和39年法律第167号）第7条（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者並びに下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者、同法第25条の3第1項に規定する流域下水道管理者及び同法第27条第1項に規定する都市下水路管理者をいう。
- (5) 内水 地下に浸透しないで河川に流入するまでの雨水をいう。
- (6) 開発事業等 次に掲げる行為をいう。
- ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為
- イ 都市計画法第4条第14項に規定する公共施設の建築又は公共施設の大規模の修繕
- ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）の建築（同条第13号に規定する建築をいう。）又は建築物の大規模の修繕（同条第14号に規定する大規模の修繕をいう。）
- エ 鉄道又は駐車場事業に係るもの
- オ その他市長が特に必要があると定めるもの
- （基本理念）

第3条 総合治水対策は、市民が安全に安心して暮らすことができるまちづく

りを推進することを基本として行われなければならない。

- 2 総合治水対策は、市民の生命、身体及び財産を浸水による被害から保護するためには、市、市民及び事業者の一体的な取組が重要であることにかんがみ、これらの者の相互の理解と連携のもとに、協働して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、総合治水対策を推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、推進する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策の策定及び推進にあたり、市民及び事業者との連携に努めるとともに、市民及び事業者に対し、必要な情報の提供、技術的な指導、助言又は支援を行う責務を有する。

- 3 市は、広報活動その他の活動を通じ、総合治水対策の必要性について、市民及び事業者の意識の高揚に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、総合治水対策についての理解と関心を深め、地域における総合治水対策の推進に努めるとともに、一人ひとりが河川等への雨水の流出の抑制や浸水による被害の防止又は軽減に資する取組を自主的かつ積極的に行い、本市が実施する総合治水対策に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、基本理念に基づき、市民と共に総合治水対策の推進に努めるとともに、河川等への雨水の流出の抑制や浸水による被害の防止又は軽減に資する取組を自主的かつ積極的に行い、本市が実施する総合治水対策に関する施策に協力しなければならない。

第2章 総合治水対策の基本的な施策等

（基本計画の策定）

第7条 市長は、総合治水対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合治

水対策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 浸水などによる被害の発生及び拡大を防ぐべき目標となる降雨
- (2) 幹線排水路等の整備に関する事項
- (3) 雨水流出抑制施設の整備の促進に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、総合治水対策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、小松市総合治水対策推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を定めるにあたっては、市民及び事業者の意見が十分反映されるよう努めるものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（治水対策施設の整備）

第8条 市長は、河川管理者等と連携し、浸水による被害の発生及び拡大の防止を図るために必要な治水対策施設の整備に努めなければならない。

（内水の管理体制の強化）

第9条 市長は、浸水による被害の発生及び拡大の防止を図るため、水門及び樋管の管理体制の強化、排水機場の新設や増設、仮設ポンプの整備等、内水の管理を強化するために必要な施策を実施しなければならない。

（雨水流出抑制施設の設置及び維持管理）

第10条 市長は、雨水流出量の増加の抑制を図るため、本市が設置する道路、公園、広場その他の公共施設における雨水流出抑制施設の設置に努めなければならない。

2 市長は、雨水流出量の増加の抑制を図るため、国、県その他公共団体（以下「国等」という。）が設置する道路、公園、広場その他の公共施設における雨水流出抑制施設の設置に関し、国等に協力を要請することができる。

3 本市内に存する土地又は建築物の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、雨水流出量の増加の抑制を図るため、その所有し、又は使用する土

地又は建築物の敷地における雨水流出抑制施設の設置に努めなければならない。

- 4 雨水流出抑制施設を設置し、又は管理する者は、当該雨水流出抑制施設の適正な維持管理に努めなければならない。

（森林、農地等の保全等）

第11条 市長は、雨水の地下への浸透について高い機能を有する森林、農地、緑地等の保全に努めなければならない。

- 2 本市の区域内に存する森林又は農地の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、森林又は農地が有する保水又は遊水の機能を保持するため、その適正な整備及び保全に努めなければならない。

（緑化の推進等）

第12条 市長は、本市が設置し、又は管理する道路、河川、公園、広場その他の公共施設においては、緑化の推進、透水性舗装の実施等により雨水の地下への浸透の促進に努めなければならない。

- 2 市民及び事業者は、宅地、事業所等の敷地及び地域においては、緑化の推進等により雨水の地下への浸透の促進に努めなければならない。

（水防体制の強化等）

第13条 市長は、浸水による被害の発生及び拡大の防止を図るため、水防体制、安全な避難体制等の強化に取り組むとともに、市民及び事業者の水防意識の高揚に努めなければならない。

- 2 市長は、降雨、河川の水位等の情報を迅速かつ的確に収集するとともに、市民及び事業者に対し、これらの情報を迅速に提供できる体制の構築に努めなければならない。

- 3 市民は、地域における自主防災組織が行う防災訓練等に積極的に参加するとともに、自助及び共助（地域の住民等が相互に連携及び協力をし、助け合うことをいう。）の意識を高め、安全な避難体制の強化に努めなければならない。

- 4 事業者は、その従業員の防災教育を推進するとともに、地域が行う防災活

動の取組に協力するよう努めなければならない。

第3章 開発事業等における雨水排水計画の協議

(開発事業等の雨水排水計画の協議)

第14条 本市の区域内において、その面積が市街化区域においては1,500平方メートル以上、その他の区域においては3,000平方メートル以上の土地に係る開発事業等を行おうとする者は、本市が別に定める基準により、雨水の流出を抑制するための計画（以下「雨水排水計画」という。）を作成するとともに、雨水排水計画を記載した書類（以下「計画書」という。）を市長へ提出し、事前協議を行わなければならない。

- 2 前項の規定は、雨水排水計画の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 3 第1項の規定は、同一事業者が、本市が別に定める期間内に、一つの区域において隣接して開発事業等を行う場合は、それらを合わせた規模とする。
- 4 第1項の規定は、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び市長が特に認める行為については、適用しない。

第4章 助言、指導又は勧告等

(助言、指導又は勧告)

第15条 市長は、前条の規定による協議をした場合において、計画書の内容が本市が別に定める技術基準に適合しないと認めるときは、当該開発事業等の実施者に対し、必要な措置を講ずるよう助言、指導をすることができる。

- 2 市長は、前条の規定による協議をしない者又は虚偽の計画書による協議をした者に対し、期限を定め、必要な措置を講じるよう指導又は勧告をすることができる。
- 3 市長は、第10条第4項の規定による雨水流出抑制施設の維持管理を怠った者に対し、期限を定め、必要な措置を講じるよう指導又は勧告をすることができる。
- 4 市長は、前2項の規定による指導又は勧告をする場合においては、小松市総合治水対策推進協議会の意見を聴くことができる。

(報告)

第16条 前条第1項から第3項までの規定による助言、指導又は勧告を受けた者は、当該助言、指導又は勧告によって講じた措置について、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて実地調査をするものとする。

(公表)

第17条 市長は、第15条第2項又は第3項の規定により勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、かつ、意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えるとともに、小松市総合治水対策推進協議会の意見を聴かなければならない。

第5章 小松市総合治水対策推進協議会

(小松市総合治水対策推進協議会)

第18条 総合治水対策を推進するため、小松市総合治水対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の任務)

第19条 協議会は、この条例に規定する事項その他の総合治水対策に関する事項について市長の諮問に応じるほか、総合治水対策に関し必要な事項について市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第20条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 総合治水対策に関し識見を有する者
- (2) 市民
- (3) 事業者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補

欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。
- 5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第6章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3章の規定は、この条例の施行の日以後に行う開発事業等について適用する。

議案第55号

小松市ごみ処理施設整備基金条例の一部を改正する条例について

小松市ごみ処理施設整備基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市ごみ処理施設整備基金条例の一部を改正する 条例

小松市ごみ処理施設整備基金条例（昭和55年小松市条例第39号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エコロジーパークこまつ基金条例

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置の目的）

第1条 エコロジーパークこまつの整備及び運営の充実を図るため、エコロジーパークこまつ基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立）

第2条 次の各号に掲げる資金は、基金として積み立てる。

- (1) 前条を目的として指定された資金
- (2) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第9条の規定により小松市に交付される交付金のうち、毎年年度予算で定める額

(3) その他予算で定める額

第4条を次のように改める。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の目的のために使用する。ただし、その残額は、基金に繰り入れる。

2 前項の規定にかかわらず、基金の運用から生じる収益のうち第2条第2号に掲げる資金を積み立てたものから生じたものは、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金のうち同号に掲げる資金を積み立てたものに繰り入れる。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、基金に属する現金のうち第2条第2号に掲げる資金を積み立てたものは、歳計現金に繰り替えて運用することができないものとする。

第6条中「ごみ処理施設の整備を図るため、必要と認めたときに限り」を「第1条の目的を達成するための財源に充てる場合に限り」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、基金のうち第2条第2号に掲げる資金を積み立てたものは、規則で定めるものに要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、小松市環境美化センター条例及び小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年小松市条例第38号）の施行の日（平成30年7月1日）から施行する。

議案第56号

小松市税条例等の一部を改正する条例 について

小松市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市税条例等の一部を改正する条例

(小松市税条例の一部改正)

第1条 小松市税条例（昭和34年小松市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第51条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第26条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第34条の3第1項中「においては」を「には」に改め、「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれ」を加える。

第36条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第39条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加える。

第51条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加える。

第51条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第95条を第95条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第95条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第96条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第96条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)), 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者, 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し, 消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は, 製造たばことみなして, この節の規定を適用する。この場合において, 特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は, 加熱式たばことする。

第97条第1項中「第95条第1項」を「第95条の2第1項」に改め, 「消費等」の次に「(以下この条及び第101条において「売渡し等」という。)」を加え, 同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え, 「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に, 「当該右欄」を「同表の右欄」に改め, 同項後段を削り, 同項の表第1項ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め, 同項イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め, 同条第4項中「前項」を「前2項」に改め, 「関し, 」の次に「第4項の」を, 「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え, 同項を同条第6項とし, 同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は, 売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に

当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第97条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第95条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げた」を「第95条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）

をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるものの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第97条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第98条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第99条第3項中「第95条」を「第95条の2」に改める。

第101条中「第95条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第3条の3第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め

，「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加え，「市民税の」を削る。

附則第10条の4中「若しくは第45項」を「，第45項若しくは第48項」に改める。

附則第12条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め，同条第3項を削り，同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め，同項を同条第3項とし，同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め，同項を同条第4項とし，第6項を第5項とし，同項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第29項第1号の条例で定める割合は，3分の2とする。

附則第12条の2第7項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改める。

附則第12条の2第17項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め，同項を同条第25項とし，同項の前に次の1項を加える。

24 法附則第15条第47項の条例で定める割合は，0とする。

附則第12条の2第16項を同条第23項とし，同条第15項を同条第22項とし，同条第14項を同条第21項とし，同条第13項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め，同項を同条第20項とし，同条第12項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め，同項を同条第19項とし，同条第11項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め，同項を同条第18項とし，同条第10項を同条第12項とし，同項の次に次の5項を加える。

13 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は，3分の2とする。

14 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号の条例で定める割合は，3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号の条例で定める割合は，3分の2とする。

16 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

17 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第12条の2第9項を同条第11項とし、同条第8項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同項の前に次の2項を加える。

8 法附則第15条第29項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第30項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 小松市税条例の一部を次のように改正する。

第97条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第12条の2第23項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第24項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 小松市税条例の一部を次のように改正する。

第97条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第98条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 小松市税条例の一部を次のように改正する。

第97条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第98条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 小松市税条例の一部を次のように改正する。

第96条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第97条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(小松市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 小松市税条例等の一部を改正する条例（平成26年小松市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第85条及び新条例」を「小松市税条例第85条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第85条第2号ア（イ）	3,900円	3,100円
第85条第2号ア（ウ）	6,900円	5,500円
①	10,800円	7,200円
第85条第2号ア（ウ）	3,800円	3,000円
②	5,000円	4,000円
附則第19条第1項	第85条	小松市税条例等の一部を改正する条例（平成26年小松市条例第23号。以下この条において「平成26年改正条例

		」という。) 附則第6条の規定により読み替えて適用される第85条
附則第19条第1項の表 第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第85条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第19条第1項の表 第2号ア(ウ)①の項	第2号ア(ウ)①	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第85条第2号ア(ウ)①
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第19条第1項の表 第2号ア(ウ)②の項	第2号ア(ウ)②	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第85条第2号ア(ウ)②
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(小松市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 小松市税条例の一部を改正する条例(平成27年小松市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項中「新条例」を「小松市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第95条第1項」を「小松市税条例第95条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「

「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中小松市税条例第95条を第95条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第96条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第97条から第99条まで及び第101条の改正規定並びに第7条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中小松市税条例第26条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第39条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中小松市税条例第97条第3項の改正規定及び第6条の規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中小松市税条例第25条第1項及び第3項並びに第51条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中小松市税条例第26条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の3及び第36条の改正規定並びに同条例附則第3条の3の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(10) 第 1 条中小松市税条例附則第10条の 4 の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日

(11) 第 1 条中小松市税条例附則第12条の 2 第17項を同条第25項とし，同項の前に 1 項を加える改正規定（同条第24項に係る部分に限る。） 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日
（市民税に関する経過措置）

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の小松市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は，平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成30年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

2 前条第 7 号に掲げる規定による改正後の小松市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は，平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成32年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

3 第 1 条の規定による改正後の小松市税条例（次条第 1 項及び第12条において「新条例」という。）第25条第 1 項及び第 3 項並びに第51条第10項から第12項までの規定は，前条第 5 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し，同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については，なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き，新条例の規定中固定資産税に関する部分は，平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し，平成29年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。

2 平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 3 号。次条において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については，なお従前の例による。

3 平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間に締結された旧法附則第

15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

- 第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（小松市税条例等の一部を改正する条例（平成27年小松市条例第30号）附則第4条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の小松市税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第95条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければ

ならない。

- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第20条、第101条第4項及び第5項、第103条の2並びに第104条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条	第101条第1項若しくは第2項,	小松市税条例等の一部を改正する条例（平成30年小松市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項,
第20条第2号	第101条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第20条第3号	第84条の7第1項の申告書、第101条第1項若しくは第2項の申告書又は第141条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第101条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第101条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則

		第6条第3項
第103条の2第1項	第101条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
	当該各項	同項
第104条第2項	第101条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

- 5 30年新条例第102条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

- 第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第20条第3号の項中「第84条の7第1項の申告書、第101条第1項」とあるのは、「第101条第1項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

- 第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これら

の者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の小松市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第20条、第101条第4項及び第5項、第103条の2並びに第104条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条	第101条第1項若しくは第2項,	小松市税条例等の一部を改正する条例（平成30年小松市条例第号。以下この条及び第
------	------------------	---

		2章第4節において 「平成30年改正条例」 という。) 附則第9条 第3項,
第20条第2号	第101条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則 第9条第2項
第20条第3号	第84条の7第1項の申告書, 第101条第1項若しくは第2項の申告書又は第141条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則 第9条第3項の納期限
第101条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第101条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則 第9条第3項
第103条の2第1項	第101条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則 第9条第2項
	当該各項	同項
第104条第2項	第101条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則 第9条第3項

- 5 32年新条例第102条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該

卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正確則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その

申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の小松市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第20条、第101条第4項及び第5項、第103条の2並びに第104条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条	第101条第1項若しくは第2項,	小松市税条例等の一部を改正する条例（平成30年小松市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項,
第20条第2号	第101条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第20条第3号	第84条の7第1項の申告書、第101条第1項若しくは第2項の申告書又は第141条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第101条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号

		）別記第2号様式
第101条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則 第11条第3項
第103条の2第1項	第101条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則 第11条第2項
	当該各項	同項
第104条第2項	第101条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則 第11条第3項

- 5 33年新条例第102条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（都市計画税に関する経過措置）

第12条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第57号

小松市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

小松市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

小松市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成20年条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小松市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項に基づく準則を定める条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第10条第1項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第9条第1項」に改める。

第3条の表を次のように改める。

区域	区域の範囲	緑地の面積の敷 地面積に対する 割合	環境施設の面積 の敷地面積に対 する割合
甲種区域	小松インター周辺地区， 小松インター西地区， 五国寺地区，月津地区	15%以上	20%以上
乙種区域	こまつの杜周辺地区，符 津地区，矢崎地区，今江 地区	10%以上	15%以上
丙種区域	小松工業団地，小松鉄工 団地，東部産業振興団地 ，南部工業団地，矢田野 工業団地，串工業団地， 正蓮寺地区	5 %以上	7 %以上

第3条の次に次の1条を加える。

(既存工場等に係る面積の算定)

第4条 次項に定める場合を除き，昭和49年6月28日に設置されている又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）が第3条の表における甲種区域の区域の範囲内に存する場合であつて，当該既存工場等において，生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは，同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は，それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq P / \gamma \quad (0.15 - G_0 / S)$$

ただし， $P / \gamma \quad (0.15 - G_0 / S) > 0.15 S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15 S - G_1$ とし， $0.15 S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 G 、 P 、 γ 、 G_0 、 S 及び G_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第 1 の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和 49 年 6 月 29 日以降の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積

$$E \geq P / \gamma \quad (0.2 - E_0 / S)$$

ただし、 $P / \gamma \quad (0.2 - E_0 / S) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 E 、 P 、 γ 、 E_0 、 S 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第 1 の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和 49 年 6 月 29 日以降の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

- 2 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が、第3条の表における甲種区域の区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

- (1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.15 - G_0 / S)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.15 - G_0 / S) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 G 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 G_0 、 S 及び G_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

- (2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.2 - E_0 / S)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.2 - E_0 / S) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 E 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 E_0 、 S 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての法準則別表第 1 の下欄に掲げる割合

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

- 3 前2項の規定は、既存工場等が第3条の表における乙種区域又は丙種区域の区域の範囲内に存する場合について準用する。この場合において、乙種区域の区域の範囲内に存する既存工場等については、前2項中「0.15」とあるのは「0.1」と、「0.2」とあるのは「0.15」と読み替えるものとし、丙種区域の区域の範囲内に存する既存工場等については、前2項中「0.15」とあるのは「0.05」と、「0.2」とあるのは「0.07」と読み替えるものとする。

附則第2条を削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 公立小松大学末広キャンパス校舎整備工事（建築）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金842,400,000円
- 4 契約の相手方 トーケン・竹中建設特定建設工事共同企業体
代表者 小松市浮城町76番地1
株式会社トーケン 小松本社
常務取締役小松本社長 北川 賢一
構成員 小松市島田町ニ19番地
株式会社竹中建設
代表取締役 竹中 徹雄

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 公立小松大学末広キャンパス校舎整備工事（電気設備）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金146,966,400円
- 4 契約の相手方 第一電機・今出特定建設工事共同企業体
代表者 小松市北浅井町乙5番地1
第一電機工業株式会社 小松営業所
所長 福野 佳宏
構成員 小松市芦田町二丁目36番地
株式会社今出電気商会
代表取締役 今出 眞稔

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小松市宮木曾町住宅建設工事（1工区 A棟）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金169,884,000円
- 4 契約の相手方 小松市長崎町甲118番地
株式会社吉光組
取締役社長 吉光 岳文

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小松市宮木曾町住宅建設工事（1工区 E棟）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金162,486,000円
- 4 契約の相手方 小松市串茶屋町い198番地
道場建設株式会社
代表取締役 道場 義継

議案第62号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年度

専決第10号 平成29年度小松市一般会計補正予算（第7号）

専決第11号 平成29年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第3号）

専決第12号 平成29年度小松市産業団地事業特別会計補正予算（第1号）

専決第13号 平成29年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算
（第5号）

専決第14号 小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

専決第15号 小松市税条例の一部を改正する条例

専決第16号 小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第17号 小松市町界町名整理審議会条例の一部を改正する条例

専決第10号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年3月31日

小 松 市 長 和 田 慎 司

平成29年度小松市一般会計補正予算（第7号）

平成29年度小松市一般会計補正予算 (第7号)

平成29年度小松市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,209千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,593,908千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	市税	15,680,000	100,000	15,780,000
	1 市民税	7,064,000	70,000	7,134,000
	2 固定資産税	6,700,000	30,000	6,730,000
11	地方交付税	6,409,000	195,000	6,604,000
	1 地方交付税	6,409,000	195,000	6,604,000
14	使用料及び手数料	739,949	15,665	755,614
	1 使用料	405,876	5,800	411,676
	2 手数料	334,073	9,865	343,938
15	国庫支出金	9,973,004	133,621	10,106,625
	1 国庫負担金	4,378,049	△24,700	4,353,349
	2 国庫補助金	5,550,806	158,321	5,709,127
16	県支出金	3,529,091	86,150	3,615,241
	1 県負担金	2,040,086	△750	2,039,336
	2 県補助金	1,212,078	86,900	1,298,978
17	財産収入	204,953	△100,000	104,953
	2 財産売払収入	182,000	△100,000	82,000
18	寄附金	354,666	1,044	355,710
	1 寄附金	354,666	1,044	355,710
19	繰入金	1,217,594	△100,000	1,117,594
	1 基金繰入金	1,217,594	△100,000	1,117,594
20	繰越金	255,321	522	255,843
	1 繰越金	255,321	522	255,843
21	諸収入	653,609	△84,993	568,616
	3 貸付金元利収入	174,508	△82,300	92,208
	4 雑入	449,573	△2,693	446,880
22	市債	6,144,100	△206,800	5,937,300

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 市債	千円 6,144,100	千円 △206,800	千円 5,937,300
歳 入 合 計		48,553,699	40,209	48,593,908

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	4,347,557	110,065	4,457,622
	1 総務管理費	3,772,933	110,065	3,882,998
3	民生費	14,873,077	△186,013	14,687,064
	1 社会福祉費	6,715,214	△138,200	6,577,014
	2 児童福祉費	7,241,608	△8,813	7,232,795
	3 生活保護費	916,255	△39,000	877,255
4	衛生費	6,986,437	△9,000	6,977,437
	1 保健衛生費	808,560	△9,000	799,560
	2 環境対策費	5,459,954	0	5,459,954
6	農林水産業費	1,322,498	114,900	1,437,398
	1 農業費	1,014,799	114,900	1,129,699
	2 林業費	280,342	0	280,342
7	商工費	823,955	△57,300	766,655
	1 商工費	823,955	△57,300	766,655
8	土木費	7,488,034	71,200	7,559,234
	2 道路橋りょう費	1,784,604	58,000	1,842,604
	3 河川費	273,204	0	273,204
	4 都市計画費	1,717,675	27,000	1,744,675
	6 飛行場費	841,469	△13,800	827,669
	7 住宅費	464,350	0	464,350
10	教育費	4,431,389	△3,643	4,427,746
	1 教育総務費	509,057	△4,000	505,057
	5 社会教育費	1,443,989	357	1,444,346
歳 出 合 計		48,553,699	40,209	48,593,908

第2表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位千円)

款	項	事業名	金額
4. 民生費	2. 環境対策費	リサイクルセンター管理運営費	5,907
6. 農林水産費	1. 農業費	農業施設等雪害復旧対策費	149,000
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路改良舗装費	16,000
		通学路整備費	7,300
	4. 都市計画費	北陸新幹線建設推進費	2,857
		県営街路整備費負担金	79,438
	6. 飛行場費	基地周辺道路整備費	28,500
	7. 住宅費	木曽町住宅建替費	165,700

(変 更)

(単位千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
6. 農林水産費	1. 農業費	農業経営体育成支援費	40,850	農業経営体育成支援費	24,719
7. 商工費	1. 商工費	遊泉寺銅山跡整備費	21,000	遊泉寺銅山跡整備費	21,218
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路整備費	50,000	道路整備費	50,500
		橋りょう改修等整備費	28,500	橋りょう改修等整備費	28,000
		特別道路整備費	8,648	特別道路整備費	32,709
	3. 河川費	都市排水路整備費	131,405	都市排水路整備費	133,400
	4. 都市計画費	都市計画調査費	3,240	都市計画調査費	3,024
		北国街道無電柱化整備費	43,761	北国街道無電柱化整備費	42,900

(単位千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8. 土 木 費	4. 都市計画費	(仮称) 栗津温泉 交流広場整備費	95,280	(仮称) 栗津温泉 交流広場整備費	96,000
		栗津駅西側線整備 費	38,494	栗津駅西側線整備 費	38,803
		(仮称) 梅田地区 はつらつセンター 整備費	59,086	(仮称) 梅田地区 はつらつセンター 整備費	61,150
		幸八幡線整備費	29,275	幸八幡線整備費	27,100
		今江春日神社線外 1路線整備費	13,000	今江春日神社線外 1路線整備費	12,800
	6. 飛行場費	学習等供用施設建 設費	13,700	学習等供用施設建 設費	13,284

第3表 地方債補正

(変 更)

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方 法	利 率	償還の方法
庁舎設備 改修費	50,400	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	45,500	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。
公立小松大学 施設整備費	70,600				61,400			
市民センター 改修費	108,000				76,900			
(仮称)エコロジー パークこまつ・ クリーンセンター 建設費	1,935,100				1,916,400			
水利施設 改修費	16,700				17,100			
県単林道 整備費	5,800				3,500			
県営広域基幹 林道整備費	15,000				14,900			
北谷線 開設費	16,900				17,000			
道路橋りょう 整備費	385,000				367,500			
都市排水路 整備費	101,400				88,800			
小松駅周辺 施設等整備費	55,300				47,100			
(仮称) 栗津温泉交流 広場整備費	186,100				185,100			

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方 法	利 率	償還の方法
北 陸 新 幹 線 建 設 推 進 費	93,100	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	49,200	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。
(仮 称) 小 松 駅 南 駐 車 場 整 備 費	184,200				188,100			
県 営 街 路 費 整 備 費	86,400				100,200			
(仮 称) 梅 田 地 区 は 七 つ ら 一 整 備 費	38,100				36,000			
学 習 等 供 用 施 設 建 設 費	27,900				14,400			
基 地 周 辺 道 路 整 備 費	27,800				16,200			
木 曽 町 住 宅 建 替 費	195,100				178,400			
第 一 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 改 修 費	32,500				3,200			
親水スポーツ 公園整備費	40,500				38,200			
計	6,144,100				5,937,300			

専決第11号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年3月31日

小 松 市 長 和 田 慎 司

平成29年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度小松市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21,943千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,064,565千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険税	2,214,000	44,551	2,258,551
	1 国民健康保険税	2,214,000	44,551	2,258,551
2	国庫支出金	2,176,900	124,057	2,300,957
	1 国庫負担金	1,677,100	80,000	1,757,100
	2 国庫補助金	499,800	44,057	543,857
5	県支出金	473,300	15,000	488,300
	2 県補助金	393,200	15,000	408,200
8	繰入金	845,759	△235,551	610,208
	1 一般会計繰入金	730,208	△120,000	610,208
	2 基金繰入金	115,551	△115,551	0
9	繰越金	67,635	30,000	97,635
	1 繰越金	67,635	30,000	97,635
歳 入 合 計		12,086,508	△21,943	12,064,565

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	143,659	△1,900	141,759
	1 総務管理費	143,499	△1,869	141,630
	2 運営協議会費	160	△31	129
2	保険給付費	7,613,705	△24,000	7,589,705
	1 療養諸費	6,629,325	△21,000	6,608,325
	4 出産育児諸費	25,200	△3,000	22,200
10	諸支出金	84,493	3,957	88,450
	2 繰出金	5,108	3,957	9,065
歳 出 合 計		12,086,508	△21,943	12,064,565

専決第12号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年3月31日

小 松 市 長 和 田 慎 司

平成29年度小松市産業団地事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度小松市産業団地事業特別会計補 正予算（第1号）

平成29年度小松市の産業団地事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
1. 産業団地造成費	1. 団地造成費	産業団地造成費（正蓮寺エリア）	276,400

専決第13号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年3月31日

小 松 市 長 和 田 慎 司

平成29年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第5号）

平成29年度国民健康保険小松市民病院 事業会計補正予算（第5号）

第1条 平成29年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	8,560,683千円	3,957千円	8,564,640千円
第2項 医業外収益	633,412千円	3,957千円	637,369千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「453,600千円」を「487,300千円」に、「35,480千円」を「33,798千円」に、「417,604千円」を「452,471千円」に、「516千円」を「1,031千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	750,400千円	△33,700千円	716,700千円
第1項 企業債	365,000千円	△33,700千円	331,300千円

（△は減を示す。）

第4条 予算第5条表中「365,000」を「331,300」に改める。

第5条 予算第9条中「5,108」を「9,065」に改める。

専決第14号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年3月31日

小 松 市 長 和田 慎司

小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小松市特別職の職員の給与に関する条例（昭和33年小松市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

38 この条例にかかる教育長の給料月額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

39 前項の規定は、小松市特別職の職員の退職手当に関する条例に規定する退職手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（調整規定）

2 小松市特別職の職員の給与に関する条例の規定は、小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年小松市条例第19号）によって改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

専決第15号

専 決 処 分 書

次の事項について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，専決処分する。

平成30年3月31日

小 松 市 長 和田 慎司

小松市税条例の一部を改正する条例

小松市税条例の一部を改正する条例

小松市税条例（昭和34年小松市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第21条中「第51条第3項」を「第51条第5項」に，「第53条の2」を「第53条の2第1項及び第4項」に，「及び」を「並びに」に改める。

第26条第1項中「によって」を「により」に改める。

第32条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第39条の2第2項中「によって」を「により」に改め，同条第4項中「によって」を「により」に，「においては」を「には」に改め，同条第5項中「によって」を「により」に，「においては」を「には」に，「，第1項」を「，同項」に改め，同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に，「の者」を「に掲げる者」に改める。

第50条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第50条の5第1項中「においては」を「には」に，「以下この節」を「次条第2項」に改め，同条第3項中「「第50条の5第1項」と」の次に「，「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第51条第7項中「第53条の2第2項」を「第53条の2第4項」に改め，同項を同条第9項とし，同条第6項を同条第8項とし，同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め，同項を同条第7項とし，同条第4項を同条第6項とし，同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め，同項を同条第5項とし，同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に，「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に，「前項」を「第1項」に改め，同項を同条第4項とし，同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下こ

の条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第53条の2第1項及び第2項中「によって」を「により」に改め、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 第51条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第53条の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第53条の2第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 3 第53条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第53条の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替

えるものとする。

第53条の2に次の2項を加える。

5 第51条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第53条の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第53条の2第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第53条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第53条の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第66条の3第2項中「同項」を「同条」に改める。

附則第3条の2第1項中「第53条の2に」を「第53条の2第1項及び第4項に」に、「同項」を「附則第25条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第4条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第４条の２の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第１項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第２項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第５条の見出し及び同条第１項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第２項及び第３項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第４項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第５項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第６条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第８条の２第１項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第２項中「平成30年３月31日」を「平成33年３月31日」に改める。

附則第９条の前の見出し及び同条第１項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第２項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第３項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第４項及び第５項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第10条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第10条の４中「第17項」の次に「，第18項，第20項」を加える。

附則第12条の３第３項各号列記以外の部分中「附則第15条の８第３項」を

「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項各号列記以外の部分中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項第5号中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号

又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第25条第1項中「第51条第3項」を「第51条第5項」に改め、同条第2項中「第53条の2」を「第53条の2第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の小松市税条例（以下「新条例」という。）第53条の2第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分

までの都市計画税については，なお従前の例による。

専決第16号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年3月31日

小 松 市 長 和田 慎司

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小松市国民健康保険税条例（昭和31年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第22条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の小松市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決第17号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年3月31日

小 松 市 長 和田 慎司

小松市町界町名整理審議会条例の一部を改正する条例

小松市町界町名整理審議会条例の一部 を改正する条例

小松市町界町名整理審議会条例（昭和41年小松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「，総務課」を「，主管課」に改める。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

議案第63号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年度

専決第1号 公立大学法人公立小松大学が徴収する料金の上限の認可について

専決第1号

専決処分書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年4月1日

小松市長 和田 慎 司

公立大学法人公立小松大学が徴収する料金の上限の認可について

公立大学法人公立小松大学が徴収する 料金の上限の認可について

公立大学法人公立小松大学が徴収する料金の上限について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 23 条第 1 項の規定により、次のとおり認可する。

記

1 入学検定料，入学料及び授業料等

入学検定料，入学料及び授業料等の上限額は，次表に掲げる金額とする。

区 分			単 位	上限額
入学検定料	学生		1 件	17,000円
	研究生及び科目等履修生		1 件	9,800円
入学料	学生	市内者	1 件	282,000円
		市外者	1 件	423,000円
	研究生	市内者	1 件	56,400円
		市外者	1 件	84,600円
	科目等履修生	市内者	1 件	28,200円
		市外者	1 件	56,400円
授業料	学生		年 額	585,800円
	研究生		月 額	29,700円
	科目等履修生及び聴講生		1 単位	14,800円
実習費	学生		年 額	50,000円

注 この表において、「市内者」とは，入学しようとする者又は入学しようとする者の 1 親等の親族が入学の日の属する月の初日において引き続き 1 年以

上本市の区域内に住所を有している者を、「市外者」とは、市内者以外の者をいう。

- 2 前項に定めるもののほか、公立大学法人公立小松大学が料金を徴収する必要がある場合
実費相当額

平成29年度小松市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
4. 衛生費	2. 環境対策費	リサイクルセンター管理運営費	5,907,000	5,907,000			4,400,000		1,507,000
6. 農水産業林費	1. 農業費	農業経営体育成支援費	24,719,000	24,719,000		24,719,000			
		農業施設等雪害復旧対策費	149,000,000	149,000,000		122,000,000			27,000,000
		県営土地改良費負担金	59,078,000	59,078,000			31,100,000	27,269,000	709,000
	2. 林業費	県営広域基幹林道整備費負担金	5,921,000	5,921,000			5,800,000		121,000
		林業専用道開設費	22,040,000	22,040,000		22,000,000			40,000
7. 商工費	1. 商工費	遊泉寺銅山跡整備費	21,218,000	21,218,000					21,218,000
8. 土木費	2. 道橋りょう路費	道路整備費	50,500,000	50,500,000		27,276,000	23,100,000		124,000
		道路改良舗装費	16,000,000	16,000,000		15,060,000	800,000		140,000
		橋りょう改修等整備費	28,000,000	28,000,000		14,300,000	12,300,000		1,400,000
		特別道路整備費	32,709,000	32,709,000		8,890,000	21,300,000		2,519,000
		通学路整備費	7,300,000	7,300,000		3,740,000	3,100,000		460,000
	3. 河川費	都市排水路整備費	133,400,000	133,400,000		64,229,000	62,200,000		6,971,000
	4. 都市計画費	都市計画調査費	3,024,000	3,024,000					3,024,000
		北国街道無電柱化整備費	42,900,000	42,900,000		19,600,000	20,400,000		2,900,000
		(仮称) 栗津温泉交流広場整備費	96,000,000	96,000,000		39,514,000	53,300,000		3,186,000
		栗津駅西側線整備費	38,803,000	38,803,000		6,932,000	28,700,000		3,171,000
		南加賀ターミナル機能強化調査費	3,000,000	3,000,000	3,000,000				
		北陸新幹線建設推進費	2,857,000	2,857,000			2,500,000		357,000
		(仮称) 梅田地区はつらつセンター整備費	61,150,000	61,150,000		59,000,000	1,000,000		1,150,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8. 土 木 費	4. 都 市 計 画 費	幸八幡線整備費	27,100,000	27,100,000		13,013,000	10,800,000		3,287,000
		今江春日神社線外1路線整備費	12,800,000	12,800,000		6,512,000	4,800,000		1,488,000
		県営街路整備費負担金	79,438,000	79,438,000			74,200,000		5,238,000
	6. 飛 行 場 費	学習等供用施設建設費	13,284,000	13,284,000					13,284,000
		基地周辺道路整備費	28,500,000	28,500,000		16,980,000	8,400,000		3,120,000
	7. 住 宅 費	木曽町住宅建替費	165,700,000	165,700,000	85,252,000		80,400,000		48,000
合 計			1,130,348,000	1,130,348,000	88,252,000	463,765,000	448,600,000	27,269,000	102,462,000

平成29年度小松市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源		一般財源	
									国県支出金	そ の 他		
3. 民 生 費	2. 児童福祉費	私立認定こども園・保育所 施設整備費補助金	268,648,000	167,260,000	101,388,000	12,000	101,400,000		3,864,000	81,600,000	15,936,000	設計内容変更により工事の施工 に不測の日数を要したため
6. 農 林 水 産 業 費	2. 林 業 費	林業専用道開設費	19,073,000	7,400,000	11,673,000		11,673,000		11,228,000		445,000	平成30年1月から2月の大雪に より工事の施工に不測の日数を 要したため
8. 土 木 費	2. 道 路 橋 り ょ う 費	北陸新幹線機能回復受託 事業費（市道）	31,968,000	10,200,000	21,768,000	2,232,000	24,000,000			24,000,000		関係機関との調整及び平成30年 1月から2月の大雪により工事 の施工に不測の日数を要したた め
合 計			319,689,000	184,860,000	134,829,000	2,244,000	137,073,000		15,092,000	105,600,000	16,381,000	

平成29年度小松市産業団地事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1. 産業団地造成費	1. 団地造成費	産業団地造成費（正蓮寺エリア）	276,400,000	276,400,000			276,400,000		
合 計			276,400,000	276,400,000			276,400,000		

平成29年度小松市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						工事負担金	国庫補助金	一般会計出資金	企業債	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出			円 200,200,000	円 0	円 200,200,000	円 51,600,000	円 8,896,000	円 0	円 0	円 139,704,000	円 0	円 0	
	1. 建設改良費	配水管布設 工事等	200,200,000	0	200,200,000	51,600,000	8,896,000	0	0	139,704,000	0	0	関連工事工期 調整等のため

平成 2 9 年度小松市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 2 6 条第 2 項ただし書きの規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
				発生額		受託工事 収益	損益勘定 留保資金			
水道事業 1. 費用			円 28,000,000	円 0	円 28,000,000	円 9,600,000	円 18,400,000	円 0	円 0	
	1. 営業費用	配水管布設 工事等	28,000,000	0	28,000,000	9,600,000	18,400,000	0	0	関連工事工期調整 等のため

平成 2 9 年度小松市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						受益者負担金	国庫補助金	企業債	繰越工事資金	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出			円 439,800,000	円 0	円 439,800,000	円 4,000,000	円 77,000,000	円 297,400,000	円 58,000,000	円 3,400,000	円 0	円 0	
	1. 建設改良費	未普及解消 工事等	439,000,000	0	439,000,000	3,200,000	77,000,000	297,400,000	58,000,000	3,400,000	0	0	関係工事との 調整に日数を 要したため
	3. 投資	基金 積立金	800,000	0	800,000	800,000	0	0	0	0	0	0	関係工事との 調整に日数を 要したため

平成 2 9 年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
				発生額		工事負担金	国庫補助金	一般会計出資金	企業債	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出			円 43,632,000	円 0	円 43,632,000	円 0	円 0	円 0	円 43,600,000	円 32,000	円 0	円 0	
	1. 建設改良費	施設整備費	43,632,000	0	43,632,000	0	0	0	43,600,000	32,000	0	0	関係機関との 調整に日数を 要したため

報告第9号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、小松市土地開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

1 平成29年度小松市土地開発公社決算状況

事業実績

公有地取得事業(取得)

事業区分		金額(円)	備考
公有用地	(仮称)小松駅南駐車場用地取得事業	172,340,374	日の出町三丁目8番 ほか6筆 2,319.18㎡

公有地取得事業(処分)

事業区分		金額(円)	備考
公有用地	土居原第2駐車場用地取得事業	29,030,000	土居原町782番1 498.79㎡
	(仮称)栗津温泉交流広場用地取得事業	109,912,247	栗津町ワ71番1 ほか2筆 4,819.03㎡
	小松市定期償還事業 福祉施設及び総合運動場用地取得事業 (念仏林グラウンド)	8,034,703	H29償還完了
合計		146,976,950	

附帯等事業(保有地賃貸)

事業区分		金額(円)	備考
公有用地	小松駅付近連続立体交差事業(仮線敷, 8, 9)	1,091,463	日の出第1駐車場, 新幹線工事
	小松駅西土地区画整理事業(清, 9, 10, 12)	3,235,000	駅西駐車場
	土居原第2駐車場用地取得事業	725,431	駅西第2月極駐車場
	都市計画道路根上小松線用地取得事業58今森	501,759	新幹線工事
	空港周辺整備事業代替用地	4,138,784	国土交通省賃貸
完成土地	矢田野工業団地造成事業	1,211,835	民間賃貸
合計		10,904,272	

貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日)

(単位:円)

資産の部

1 流動資産

(1)現金及び預金	25,640,673	
(2)未収金	0	
(3)公有用地	1,709,340,247	
(4)代行用地	0	
(5)完成土地等	<u>0</u>	
流動資産合計		1,734,980,920

2 固定資産

(1)出資金	<u>5,000,000</u>	
固定資産合計		<u>5,000,000</u>
資産合計		<u><u>1,739,980,920</u></u>

負債の部

1 流動負債

(1)短期借入金	673,367,010	
(2)未払金	<u>864</u>	
流動負債合計		673,367,874

2 固定負債

(1)長期借入金	<u>960,000,000</u>	
固定負債合計		<u>960,000,000</u>
負債合計		<u><u>1,633,367,874</u></u>

資本の部

1 資本金

(1)基本財産	<u>5,000,000</u>	
資本金合計		5,000,000

2 準備金

(1)前期繰越準備金	101,392,201	
(2)当年度純利益	<u>220,845</u>	
準備金合計		<u>101,613,046</u>
資本合計		<u><u>106,613,046</u></u>
負債・資本合計		<u><u>1,739,980,920</u></u>

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位:円)

1 事業収益

(1) 公有地取得事業収益	146,976,950	
(2) 土地造成事業収益	0	
(3) 附帯等事業収益	<u>10,904,272</u>	157,881,222

2 事業原価

(1) 公有地取得事業原価	147,941,786	
(2) 土地造成事業原価	0	
(3) 附帯等事業原価	<u>8,967,006</u>	<u>156,908,792</u>

事業総利益 972,430

3 販売費及び一般管理費 847,872

事業利益 124,558

4 事業外収益

(1) 受取利息	1,250	
(2) 雑収益	<u>95,037</u>	96,287

5 事業外費用

(1) 支払利息	<u>0</u>	<u>0</u>
----------	----------	----------

事業外利益 96,287

経常利益 220,845

当期純利益 220,845

剰余金計算書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位:円)

1 欠損準備金

(1) 前年度末残高	100,246,385	
(2) 前年度繰入額	1,145,816	
(3) 当年度処分額	0	
(4) 当年度末残高		<u>101,392,201</u>

2 未処分利益剰余金

(1) 当年度純利益繰入額	<u>220,845</u>
当年度未処分利益剰余金	<u><u>220,845</u></u>

剰余金処理計算書

(単位:円)

1 当年度未処分利益剰余金	220,845
2 利益剰余金処分額	
(1) 欠損準備金	<u>220,845</u>
3 翌年度繰越利益剰余金	<u><u>0</u></u>

キャッシュ・フロー計算書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位:円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業収入		146,976,950
公有用地売却収入	146,976,950	
代行用地売却収入	<u>0</u>	
土地造成事業収入		0
完成土地等売却収入	0	
開発中土地売却収入	<u>0</u>	
附帯等事業収入		10,904,272
その他の事業収入		<u>95,037</u>
収入小計		<u>157,976,259</u>
公有地取得事業支出		173,692,162
土地造成事業支出		0
取得に係る支出		
管理に係る支出	<u>0</u>	
附帯等事業支出		0
その他の事業支出		0
販売費及び一般管理費支出		851,112
人件費に係る支出	28,700	
経費に係る支出	<u>822,412</u>	
その他の業務支出		0
支出小計		<u>174,543,274</u>
差引小計		<u>△ 16,567,015</u>
利息の受取額		1,250
利息の支払額		0
事業活動によるキャッシュ・フロー計		<u>△ 16,565,765</u> ・・・(1)

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資有価証券の取得による支出		0
投資有価証券の売却による収入		0
有形固定資産の売却による収入		0
有形固定資産の取得による支出		<u>0</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー計		<u>0</u> ・・・(2)

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入による収入		711,397,674
短期借入金の返済による支出		585,069,502
長期借入による収入		960,000,000
長期借入金の返済による支出		1,069,544,802
金銭出資の受入による収入		<u>0</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー計		<u>16,783,370</u> ・・・(3)
現金及び現金同等物増加額(1)+(2)+(3)		<u>217,605</u>
現金及び現金同等物期首残高		<u>25,423,068</u>
現金及び現金同等物期末残高		<u>25,640,673</u>

2 平成30年度小松市土地開発公社事業計画

平成30年度小松市土地開発公社事業計画を次のとおり定める。

1. 基本方針

公有地の拡大の推進に関する法律の目的に従い、公用地の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与していく。

このうち、市の事業計画が進まないため、長期に渡り保有している公有地については、市の今後の処分方針と調整しながら、機会を捉えた民間への積極的な売却処分にも努めていく。

2. 個別計画

1) 公有地取得事業(処分)

- ① 長期保有の間に時価が下落し、簿価との差額が生じている公有地に対して、小松市から健全化促進事業費を受け、買戻しの一環として差額の圧縮に努める。また、必要に応じて、当事業で利子補給を行い、簿価を抑制する。
- ② 完成土地の矢田野工業団地造成事業について、残る土地の売却処分を行う。

事業区分		地番	地積m ²	概算売払価格 (千円)	備考
公 有 用 地	① 小松市土地開発公社健全化促進費			50,000	
	小松駅付近連続立体交差事業用地 (仮線敷)			49,617	
	利子補給事業			383	
完 成 土 地	② 矢田野工業団地造成事業	矢田野町西32番13	3,986	66,173	
合 計				116,173	

2) 附帯等事業(保有地賃貸)

暫定の有効活用として保有地の賃貸を行ない、簿価の低減に充てる。

事業区分		地番	地積m ²	貸付料 (千円)	備考
公有 用地	小松駅付近連続立体交差事業(仮線敷, 8, 9)	日の出町三丁目 155番7外	602	424	日の出第1駐車 場
	小松駅付近連続立体交差事業(仮線敷, 8, 9) 都市計画道路根上小松線用地取得事業58今森	新鍛冶町乙164番5 外	1,499	1,781	新幹線工事用地
	小松駅西土地区画整理事業(清, 9, 10, 12)	土居原町740番	3,122	3,235	駅西駐車場
	土居原第2駐車場用地取得事業	土居原町782番	336	323	駅西第2月極駐 車場
	(仮称)小松駅南駐車場用地取得事業	日の出町三丁目8番 外	2,319	2,500	駅南駐車場
完成 土地	矢田野工業団地造成事業	矢田野町西32番13	3,986	1,212	民間賃貸
合 計				9,475	

3) 保有地公募売却事業

買戻しの見込みがなくなった保有地で売却可能なものについては、積極的に公募による売却処分を進める。

事業区分		地番	地積m ²	最低売払価格 (千円)	備考
公有 用地	小松駅付近連続立体交差事業	日の出町三丁目 151番5	250	8,380	
	〃	八幡町102番2外	134	3,950	
合 計				12,330	

4) その他処分

その他の長期保有地については、市担当部局と今後の償還調整を図るとともに、民間による保有地照会などの機会を積極的に捉えて、処分に努めるものとする。

3 平成30年度小松市土地開発公社予算

(総 則)

第1条 平成30年度小松市土地開発公社予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

収 入	第1款	事業収益	125,700
	第1項	公有地取得事業収益	50,000
	第2項	土地造成事業収益	66,200
	第3項	附帯等事業収益	9,500
	第2款	事業外収益	31
	第1項	受取利息	1
	第2項	雑収益	30
		収入合計	125,731
支 出	第1款	事業原価	123,647
	第1項	公有地取得事業原価	116,173
	第2項	土地造成事業原価	0
	第3項	附帯等事業原価	7,474
	第2款	販売費及び一般管理費	1,200
	第1項	販売費及び一般管理費	1,200
	第3款	事業外費用	0
	第1項	支払利息	0
		支出合計	124,847

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 123,647千円は、
損益勘定留保資金で補填するものとする。)

(単位:千円)

収入	第1款	資本的収入	1,633,368
	第1項	借入金	1,633,368
		収入合計	1,633,368
支出	第1款	資本的支出	1,757,015
	第1項	公有地取得事業費	1,473
	第2項	土地造成事業費	0
	第3項	借入金償還金	1,755,542
		支出合計	1,757,015

(借入金)

第4条 借入金の目的、限度額、借入の方法、利率及び償還の方法を次の
とおりと定める。

借入金の目的	公有地取得事業資金に充てるため。
限度額	1,633,368千円
借入の方法	証書借入、借入時期は平成30年度中とする。 ただし、本事業年度において借入を行わなかった金額は、 翌事業年度に繰り越して借入することが出来る。
利率	借入先と協議して定める利率による。
償還の方法	借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その 他の場合は理事長が定めるところによる。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、673,368千円と定める。

4 平成30年度小松市土地開発公社資金計画

(単位:千円)

区 分		予算額
受入資金	1 前期繰越金	25,641
	2 公有用地売却収益	50,000
	3 代行用地売却収益	0
	4 完成土地等売却収益	66,200
	5 附帯等事業収益	9,500
	6 受取利息	1
	7 雑収益	30
	8 長期借入金	960,000
	9 短期借入金	673,368
合 計		1,784,740
支払資金	1 一般管理費	1,200
	2 事業外費用	0
	3 公有用地取得事業費	1,473
	4 代行用地取得事業費	0
	5 完成土地等売却費	0
	6 長期借入金償還金	960,000
	7 短期借入金償還金	795,542
	8 前年度未払金	1
合 計		1,758,216
差 額		26,524

報告第10号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により，一般財団法人小松市開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

1 平成29年度一般財団法人小松市開発公社決算

事業報告書

1. 事業概要

平成29年度の事業概要は次のとおりです。

1) 駐車場運営事業

事業活動では駐車場事業収益が124,697千円(前年度比6.4%増)となり、全体の利用台数は、時間貸し台数で前年度比2.9%の増、定期利用台数は年度末比で2.4%の増であった。

とくに立体駐車場の利用台数・収益が伸びており、小松大和が通年営業していた平成21年度時まではほぼ回復した。これは12月1日のこまつアズスクエアオープンの影響によるところが大きい。

投資活動では、小松駅前立体駐車場と隣接するこまつアズスクエアとの間に、渡り廊下や屋根を設置した。

財務活動では、長期借入金の定期償還のほか30,000千円を繰上げ償還して負債を低減した。

2) 駐車場の実績

(1) 時間貸し駐車場（利用台数及び収入）

駐車場名	収容台数	年間利用台数(台)			料金収入(千円)		
		H28年度	H29年度	増減率	H28年度	H29年度	増減率
小松駅前立体	306	66,607	100,622	51.1%	12,930	24,496	89.5%
小松駅西	117	69,827	72,431	3.7%	22,953	26,558	15.7%
小松駅東	150	68,316	44,970	-34.2%	36,605	23,257	-36.5%
小松駅東ロータリー	14	57,716	54,236	-6.0%	3,016	4,467	48.1%
ヒルズパーキング	89	35,781	34,652	-3.2%	5,160	5,347	3.6%
計	676	298,247	306,911	2.9%	80,664	84,125	4.3%

(1)-1 時間貸し駐車場（回転率）

駐車場名	収容台数	1日当たり平均台数(台)			回転率		
		H28年度	H29年度	増減率	H28年度	H29年度	増減
小松駅前立体	306	184	279	51.6%	0.88	1.33	0.45
小松駅西	117	193	201	4.1%	1.65	1.72	0.07
小松駅東	150	188	145	-22.9%	1.25	0.97	-0.28
小松駅東ロータリー	14	160	150	-6.3%	11.43	10.71	-0.72
ヒルズパーキング	89	99	97	-2.0%	1.11	1.09	-0.02

(1)-2 時間貸し駐車場（定期利用台数及び収入）

駐車場名	収容台数	契約台数（台）			料金収入（千円）		
		H28年度末	H29年度末	増減率	H28年度末	H29年度末	増減率
小松駅前立体	306	214	225	5.1%	12,150	15,556	28.0%
小松駅東	150	33	28	-15.2%	2,526	2,847	12.7%
計	456	247	253	2.4%	14,676	18,403	25.4%

(2) 月極駐車場（契約率及び収入）

月極駐車場	収容台数	契約台数（台）		契約率	料金収入（千円）		
		H28年度末	H29年度末	H29年度末	H28年度末	H29年度末	増減率
駅西第2	12	32	12	100%	3,072	2,330	-24.2%
日の出第1	26	34	23	88%	1,624	1,182	-27.2%
①高架下新町	6	6	6	100%	303	288	-5.0%
②高架下新鍛冶町	12 (2)	12	11	92%	502	600	19.5%
③高架下小寺町	18 (6)	18	18	100%	936	936	0.0%
④高架下細工町第1	16 (3)	15	12	75%	802	767	-4.4%
⑤高架下細工町第2	14 (2)	13	13	93%	827	756	-8.6%
⑥高架下土居原町	30	30	28	93%	2,801	2,426	-13.4%
⑦高架下第1	34 (5)	34	34	100%	2,068	2,096	1.4%
⑧高架下第2	29 (4)	28	29	100%	950	1,652	73.9%
⑨高架下第3	20 (3)	20	20	100%	736	861	17.0%
⑩明峰駅市営	16	11	16	100%	599	583	-2.7%
計	233	253	222	95%	15,220	14,477	-4.9%

①～⑩はまちデザイン第1課より受託駐車場

* 駅西第2は平成29年10月に一部売却し、収容台数が32台→12台となる。

* 日の出第1は平成29年7月より新幹線工事のため、暫定駐車場へ移動し、収容台数が41台→26台となる。

貸借対照表

平成30年3月31日

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
小口現金	929,810	2,093,720	△1,163,910
普通預金	33,589,259	25,638,461	7,950,798
現金預金合計	34,519,069	27,732,181	6,786,888
(2) その他流動資産			
未収金	2,463,003	8,909,093	△6,446,090
その他流動資産合計	2,463,003	8,909,093	△6,446,090
流動資産合計	36,982,072	36,641,274	340,798
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	11,000,000	11,000,000	0
基本財産合計	11,000,000	11,000,000	0
(2) その他固定資産			
建物	737,981,100	725,949,900	12,031,200
建物減価償却累計	△427,732,709	△406,128,600	△21,604,109
建物附帯設備	178,465,521	178,465,521	0
建物附帯設備減価償却累計	△172,383,814	△170,753,742	△1,630,072
機械装置	72,511,207	72,511,207	0
機械装置減価償却累計	△62,878,776	△60,838,484	△2,040,292
構築物	64,372,731	64,372,731	0
構築物減価償却累計	△54,057,943	△51,780,038	△2,277,905
工具器具備品	17,706,565	17,706,565	0
工具器具備品減価償却累計	△17,329,036	△17,140,233	△188,803
車両運搬具	4,474,286	4,474,286	0
車両運搬具減価償却累計	△4,426,924	△4,403,244	△23,680
土地	1,113,136,291	1,113,136,291	0
リース資産	12,768,192	12,768,192	0
リース資産減価償却累計	△3,192,048	△1,064,016	△2,128,032
電話加入権	370,552	370,552	0
ソフトウェア	0	0	0
預託金	8,600	8,600	0
その他固定資産合計	1,459,793,795	1,477,655,488	△17,861,693
固定資産合計	1,470,793,795	1,488,655,488	△17,861,693
資産合計	1,507,775,867	1,525,296,762	△17,520,895

貸借対照表

平成30年3月31日

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	30,795,901	28,138,954	2,656,947
預り金	50,522	37,992	12,530
流動負債合計	30,846,423	28,176,946	2,669,477
2. 固定負債			
長期借入金	593,808,000	646,357,000	△52,549,000
延払金負債	23,850,000	25,440,000	△1,590,000
リース債務	9,576,144	11,704,176	△2,128,032
固定負債合計	627,234,144	683,501,176	△56,267,032
負債合計	658,080,567	711,678,122	△53,597,555
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
定期預金	11,000,000	11,000,000	0
指定正味財産合計	11,000,000	11,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	11,000,000	11,000,000	0
2. 一般正味財産	838,695,300	802,618,640	36,076,660
正味財産合計	849,695,300	813,618,640	36,076,660
負債及び正味財産合計	1,507,775,867	1,525,296,762	△17,520,895

正味財産増減計算書

平成29年4月1日から 平成30年3月31日

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	2,670	2,756	△86
基本財産運用益計	2,670	2,756	△86
事業収益			
駐車場収入	124,697,260	117,158,980	7,538,280
事業収益計	124,697,260	117,158,980	7,538,280
建設負担金			
建設負担金収入	11,140,000	0	11,140,000
建設負担金収入計	11,140,000	0	11,140,000
雑収益			
その他事業外収入	8,531,904	6,286,791	2,245,113
雑収益計	8,531,904	6,286,791	2,245,113
経常収益計	144,371,834	123,448,527	20,923,307
(2) 経常費用			
事業費			
総係費	35,038,492	26,431,568	8,606,924
平面駐車場	25,269,527	21,196,367	4,073,160
立体駐車場	15,106,310	20,690,390	△5,584,080
市月極駐車場	177,768	152,062	25,706
減価償却費	29,892,893	29,568,291	324,602
事業費計	105,484,990	98,038,678	7,446,312
管理費			
雑損失	0	207,850	△207,850
支払利息	2,810,184	3,510,349	△700,165
管理費計	2,810,184	3,718,199	△908,015
経常費用計	108,295,174	101,756,877	6,538,297
当期経常増減額	36,076,660	21,691,650	14,385,010
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
構築物売却益	0	7,399,436	△7,399,436
土地売却益	0	8,815,581	△8,815,581
経常外収益計	0	16,215,017	△16,215,017
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	6,511,663	△6,511,663
固定資産除却損	0	534,563	△534,563
固定資産売却支出	0	5,977,100	△5,977,100
当期経常外増減額	0	9,703,354	△9,703,354
当期一般正味財産増減額	36,076,660	31,395,004	4,681,656
一般正味財産期首残高	802,618,640	771,223,636	31,395,004
一般正味財産期末残高	838,695,300	802,618,640	36,076,660
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	11,000,000	11,000,000	0
指定正味財産期末残高	11,000,000	11,000,000	0
III 正味財産期末残高	849,695,300	813,618,640	36,076,660

剰余金計算書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位:円)

資 本 剰 余 金 の 部

1 工事負担金

(1) 前年度末残高	61,267,017	
(2) 前年度繰入金	0	
(3) 当年度発生額	0	
(4) 当年度処分額	0	
(5) 当年度末残高	61,267,017	
工事負担金合計		61,267,017

資本剰余金合計	61,267,017
---------	------------

利 益 剰 余 金 の 部

1 利益準備金

(1) 前年度末残高	242,951,623	
(2) 前年度処分額	0	
(3) 当年度発生額	0	
(4) 当年度処分額	0	
(5) 当年度末残高	242,951,623	
利益準備金合計		242,951,623

2 当年度剰余金

(1) 当年度純利益	36,076,660	
(2) 当年度未処分剰余金	36,076,660	
当年度剰余金合計		36,076,660

利益剰余金合計	279,028,283
---------	-------------

剰 余 金 合 計	340,295,300
-----------	-------------

剰余金処分計算書

(単位:円)

1 当年度未処分剰余金	36,076,660
2 剰余金処分額	
(1) 利益準備金繰入額	36,076,660
3 翌年度繰越剰余金	0

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成21年10月16日内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(1) 固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産の償却率は、旧定額法を適用している。

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の償却率は、250%定率法(定額法の償却率の2.5倍)を適用している。

平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産の償却率は、200%定率法(定額法の償却率の2.0倍)を適用している。

(2) 消費税などの会計処理

消費税の会計処理は、税込経理方式による。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	11,000,000	0	0	11,000,000
小 計	11,000,000	0	0	11,000,000
特定資産				
退職給与引当資産	0	0	0	0
減価償却引当資産	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
合 計	11,000,000	0	0	11,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源などの内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
定期預金	11,000,000	(11,000,000)		—
小 計	11,000,000	(11,000,000)	(0)	—
特定資産				
退職給与引当資産	0		0	
減価償却引当資産	0		0	
小 計	0	(0)	(0)	(0)
合 計	11,000,000	(11,000,000)	(0)	(0)

財 産 目 録

平成29年4月1日～平成30年3月31日

(単位:円)

資 産 の 部	内 訳	金 額
1 流動資産		<u>36,982,072</u>
(1) 現金及び預金		34,519,069
イ 小口現金	補充用釣銭	929,810
ロ 普通預金	北國銀行・北陸銀行	33,589,259
(2) 未収金	受託事業収入ほか	2,463,003
2 固定資産		<u>1,470,793,795</u>
(1) 基本財産		11,000,000
イ 定期預金	北國銀行	11,000,000
(2) 有形固定資産		1,459,414,643
イ 土 地	立体・駅東駐車場用地	1,113,136,291
ロ 建 物	立体駐車場本体ほか	737,981,100
減価償却累計		△427,732,709
ハ 建物付属設備	立体駐車場電気設備ほか	178,465,521
減価償却累計		△172,383,814
ニ 機械装置	立体駐車場管理システムほか	72,511,207
減価償却累計		△62,878,776
ホ 構築物	駅西駐車場構築物ほか	64,372,731
減価償却累計		△54,057,943
ヘ 工具器具備品	立体駐車場放送設備ほか	17,706,565
減価償却累計		△17,329,036
ト 車両運搬具	自動車(2台)	4,474,286
減価償却累計		△4,426,924
チ リース資産	駅東・ロータリー精算機	12,768,192
減価償却累計		△3,192,048
(3) 無形固定資産		379,152
イ 電話加入権		370,552
ロ 預託金	リサイクル費用	8,600
資 産 合 計		1,507,775,867

負 債 の 部	内 訳	金 額
1 流動負債		<u>30,846,423</u>
(1) 未払金	消費税ほか	30,795,901
(2) 預り金	源泉所得税等	50,522
2 固定負債		<u>627,234,144</u>
(1) 長期借入金	立体駐車場建設未償還元金 ＜小松市農協・小松市＞	593,808,000
(2) 延払金負債	ヒルズパーキング延払金	23,850,000
(3) リース債務	駅東・ロータリー精算機	9,576,144
負 債 合 計		658,080,567
差引純資産		849,695,300

2 平成30年度一般財団法人小松市開発公社事業計画

1. 基本方針

公共駐車場施設の円滑な管理運営を行い、市民の利便向上や賑わいにつながる事業を推進し、もって小松市のまちづくり及び発展に寄与する。

2. 駐車場運営事業

(1) 事業活動

4月から供用を開始する小松駅南駐車場(収容台数146台)を、小松市の委託を受けて管理運営する。時間貸し及び4月に開学する公立小松大学の需要者等の定期利用にも供していく。

これにより公社が管理運営する駐車場は、下表のとおり6箇所の時間貸し駐車場(収容台数計822台)と、12箇所の月極駐車場(収容台数計233台)となる。

とくに小松駅前立体駐車場については、隣接する駅南ブロック複合施設や公立小松大学と連携して利便性を高め、利用の増加を図っていく。

(2) 投資活動

ヒルズパーキングの取得に伴う計画的な延払いをしていく。

(3) 財務活動

民間金融機関からの借入金は、立体駐車場用地取得に伴う長期借入金のみとなり、事業収益の増収に応じて積極的な繰上げ償還を行い、負債の低減を図っていく。

(4) 駐車場の概要

①時間貸し駐車場

駐車場名	収容台数(台)	基本料金 (円/1h)	定期料金 (円/台・月)
		追加料金(円/30分)	
小松駅前立体駐車場	306	100	6,000(全日)
		50	4,000(夜間)
小松駅西駐車場	117	100	—
		50	
小松駅東駐車場	150	100	8,000
		50	
小松駅駅東ロータリー駐車場	14	30分無料	—
		30分毎100円	
ヒルズパーキング	89	100	—
		50	
小松駅南駐車場	146	100	5,000
		50	

②月極駐車場

月極駐車場	収容台数(台)	料 金 (円/台・月)	摘要
駅西第2月極駐車場	12	8,000	
日の出第1月極駐車場	26 *2	4,000	
高架下新町月極駐車場	6	4,000	
高架下新鍛冶町月極駐車場	12 (うち2台)	5,000 (4,500)	(軽自動車)
高架下小寺町月極駐車場	18 (うち6台)	5,000 (4,500)	〃
高架下細工町第1月極駐車場	16 (うち3台)	6,000 (5,500)	〃
高架下細工町第2月極駐車場	14 (うち2台)	6,000 (5,500)	〃
高架下土居原町月極駐車場	30	8,000	
高架下第1月極駐車場	34 (うち5台)	5,500	
高架下第2月極駐車場	29 (うち4台)	5,000	
高架下第3月極駐車場	20 (うち3台)	4,500 (4,000)	(軽自動車)
明峰駅市営月極駐車場	16	3,500	

*2 平成32年2月末までは暫定駐車場で運営。

3 平成30年度一般財団法人小松市開発公社予算

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入	142,668	144,188	-1,520	
(1) 基本財産運用収入	4	4	0	
基本財産利息収入	4	4	0	
(2) 事業収入	137,407	119,114	18,293	
平面駐車場収入	82,207	77,777	4,430	
立体駐車場収入	39,266	26,514	12,752	
受託月極駐車場収入	11,496	10,050	1,446	
サービス券収入	4,438	4,773	-335	
(3) 建設負担金収入	0	20,000	-20,000	
(4) 雑収入	5,257	5,070	187	
その他事業外収入	5,257	5,070	187	
2. 事業活動支出	112,756	98,701	14,055	
(1) 事業費支出	110,506	95,784	14,722	
総係費支出	29,654	24,914	4,740	
平面駐車場支出	30,650	21,502	9,148	
立体駐車場支出	19,911	18,239	1,672	
受託月極駐車場支出	350	350	0	
減価償却費	29,941	30,779	-838	
(2) 管理費支出	2,250	2,917	-667	
支払利息支出	2,250	2,917	-667	
事業活動収支差額・・・①	29,912	45,487	-15,575	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入	0	0	0	
(1) 固定資産売却収入	0	0	0	
(2) 固定資産補償収入	0	0	0	
2. 投資活動支出	3,719	23,719	-20,000	
(1) 延払金支出	1,590	1,590	0	
(2) 固定資産取得支出	2,129	22,129	-20,000	
(3) 固定資産売却支出	0	0	0	
投資活動収支差額・・・②	-3,719	-23,719	20,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入	33,061	33,061	0	
(1) 長期借入金収入	33,061	33,061	0	
2. 財務活動支出	87,230	85,610	1,620	
(1) 長期借入金返済支出	87,230	85,610	1,620	
財務活動収支差額・・・③	-54,169	-52,549	-1,620	
当期収支差額 ①+②+③	-27,976	-30,781	2,805	

4 平成30年度一般財団法人小松市開発公社資金計画

(単位:千円)

区 分		予定額
受 入 資 金		208,860
1	前年度繰越金	33,131
2	前年度未収金	2,137
3	基本財産運用収入	4
4	事業駐車場収入	136,331
5	事業雑収入	4,196
6	長期借入金	33,061
支 払 資 金		173,775
1	前年度未払金	29,630
2	前年度預り金	10
3	総係費	10,611
4	平面駐車場費	21,251
5	立体駐車場費	18,729
6	受託駐車場費	345
7	延払金支出	1,590
8	固定資産取得支出	2,129
9	支払利息	2,250
10	借入金償還金(定期)	47,230
11	借入金償還金(繰上げ)	40,000
差 引		35,085

報告第11号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により，公益財団法人小松市まちづくり市民財団の経営状況を次のとおり報告する。

1 平成29年度 公益財団法人 小松市まちづくり市民財団 決算状況

(旧小松市施設管理公社)

事業実績

1 施設管理事業

「市民に信頼され、市民と楽しみを共にできる管理運営」を当財団の共通目標に設定して、各施設が市民の活動の場所として安全で安心して利用いただける施設管理を行いました。

また、利用者目線に立ちながらサービス低下を招かないように、光熱水費をはじめ委託料見直し等経費削減に努め、予算の執行を行いました。

(1) 共通実施事項

- ・小松市のホームページを利用した施設紹介と予約状況の提供
- ・インターネットによる法人の組織、経営状況等の公開
- ・各施設で救急、防災等の対応訓練を徹底して実施

(2) 継続事業

- ・満足度調査の実施
- ・全施設の芝生、一般廃棄物等収集等の集中自主管理
- ・催事や繁忙期における職員相互応援体制の実施
- ・財団グッドマナーによる顧客満足度UP運動の推進
- ・組織活性化、適正化を図るため各種委員会設置
- ・障がい者スポーツの普及振興

(3) 人材育成事項等

- ・職員接遇研修の実施
- ・各施設業務対応資格取得支援
- ・財団独自のグループウェア導入

(4) 施設別実施事項

- ①大倉岳高原スキー場冬季シーズン中の管理体制強化に伴う責任者の明確化と雇用対応
- ②こまつドーム、市民センター、公会堂等における自主事業の実施（うたごえ教室・にこにこ体操・グラウンドゴルフ大会等）
- ③小松総合体育館改修工事実施（平成29年7月から平成29年12月）

(5) PR活動

- ①各種報道機関の活用（お茶の間ガイド・ホームページ・新聞広報・広報こまつ等）

②財団独自の機関誌の発行

③ホームページの利活用

【管理施設】

○直営管理施設

- ・小松総合体育館規則に基づく施設

小松総合体育館

○指定管理者制度の選定により管理した施設

- ・小松市都市公園条例に基づく施設

末広野球場 末広陸上競技場 末広相撲場 末広屋内相撲場 末広屋外水泳プール

末広幼児プール 末広テニスコート 末広テニスコート（人工芝） 末広体育館

石川県立小松屋内水泳プール 小松市安宅海浜公園

- ・小松市体育施設条例に基づく施設

小松市念仏林グラウンド 小松市桜木体育館 小松市弓道場

- ・小松市民センター条例に基づく施設

小松市民センター 老人福祉施設

- ・小松市立児童館条例に基づく施設

小松市立北部児童センター 小松市立東部児童センター 小松市立西部児童センター

- ・大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設設置条例に基づく施設

大倉岳高原スキー場

- ・航空プラザ条例に基づく施設

石川県立航空プラザ

- ・こまつドーム条例に基づく施設

こまつドーム

- ・小松市公会堂条例に基づく施設

小松市公会堂

- ・小松市立老人福祉センター条例に基づく施設

小松市立老人福祉センター千松閣

- ・小松サン・アビリティーズ条例に基づく施設

小松サン・アビリティーズ

○交付金により管理した施設

- ・小松市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく施設

稚松児童クラブ 安宅・牧児童クラブ 東陵児童クラブ

貸 借 対 照 表
平成30年 3月31日 現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	98,519,452	78,196,015	20,323,437
普通預金	97,442,449	77,350,739	20,091,710
小口現金	1,077,003	845,276	231,727
未収金	65,667,543	44,961,941	20,705,602
未収金	65,667,543	44,961,941	20,705,602
仮払金	0	0	0
仮払消費税	0	0	0
ふるさと債(北國銀行預託)	0	0	0
ふるさと債(北國銀行預託)	0	0	0
流動資産合計	164,186,995	123,157,956	41,029,039
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	16,973,649	16,973,649	0
基本財産合計	16,973,649	16,973,649	0
(2) 特定資産			
有形固定資産	628,031,771	629,635,154	△ 1,603,383
建物	628,031,771	629,635,154	△ 1,603,383
退職給付引当資産	50,000,000	20,000,000	30,000,000
退職給付引当資産	50,000,000	20,000,000	30,000,000
公益事業基金	0	0	0
公益事業基金	0	0	0
特別定期預金	50,000,000	145,000,000	△ 95,000,000
特別定期預金	50,000,000	145,000,000	△ 95,000,000
特定資産合計	728,031,771	794,635,154	△ 66,603,383
(3) その他固定資産			
什器備品	5,948,790	6,444,308	△ 495,518
車両運搬具	733,251	105,408	627,843
その他固定資産合計	6,682,041	6,549,716	132,325
固定資産合計	751,687,461	818,158,519	△ 66,471,058
資産合計	915,874,456	941,316,475	△ 25,442,019

科 目	当年度	前年度	増減
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	69,351,635	54,896,088	14,455,547
未払金	69,351,635	54,896,088	14,455,547
預り金	4,987,896	3,027,971	1,959,925
預り金	4,987,896	3,027,971	1,959,925
前受金	5,447,780	3,968,800	1,478,980
前受金	5,447,780	3,968,800	1,478,980
仮受金	0	0	0
仮受消費税	0	0	0
流動負債合計	79,787,311	61,892,859	17,894,452
2. 固定負債			
退職給付引当金	50,000,000	20,105,265	29,894,735
退職給付引当金	50,000,000	20,105,265	29,894,735
固定負債合計	50,000,000	20,105,265	29,894,735
負債合計	129,787,311	81,998,124	47,789,187
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
基本財産	16,973,649	16,973,649	0
自己資本金	0	0	0
日本財団補助	250,000,000	220,000,000	30,000,000
石川県補助	40,000,000	40,000,000	0
小松市補助	282,860,071	282,860,071	0
指定正味財産合計	589,833,720	559,833,720	30,000,000
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定財産への充当額)			
2. 一般正味財産	196,253,425	299,484,631	△ 103,231,206
(うち基本財産への充当額)			

科 目	当年度	前年度	増減
(うち特定財産への充当額)			
正味財産合計	786,087,145	859,318,351	△ 73,231,206
負債及び正味財産合計	915,874,456	941,316,475	△ 25,442,019

正味財産増減計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
小松市受託収益	346,321,585	324,183,224	22,138,361
使用料収益	156,860,271	158,934,723	△2,074,452
補助金	145,588,368	115,230,898	30,357,470
財団運営補助金	128,721,368	103,364,000	25,357,368
小松総合体育館補助金	11,867,000	11,866,898	102
小松総合体育館改修事業補助金	5,000,000	0	5,000,000
負担金	11,677,800	42,452,181	△30,774,381
自主事業収益	12,487,180	12,247,105	240,075
交付金	29,995,200	27,043,332	2,951,868
(2) 経常外収益			
受取利息	234,974	158,997	75,977
預金利息	234,974	158,997	75,977
雑収入	21,152,283	36,969,790	△15,817,507
受取手数料	15,697,874	16,739,185	△1,041,311
雑収入	5,454,409	20,230,605	△14,776,196
経常収益計	724,317,661	717,220,250	7,097,411
(3) 経常費用			
事業費	613,009,111	626,564,565	△13,555,454
給料	32,703,000	43,050,000	△10,347,000
手当	10,198,000	20,855,188	△10,657,188
賃金	150,518,097	143,229,456	7,288,641
法定福利費	23,694,962	28,340,314	△4,645,352
退職給付支出	0	3,817,601	△3,817,601
旅費	459,373	523,067	△63,694
消耗品費	21,263,895	23,722,498	△2,458,603
燃料費	3,644,933	2,668,710	976,223

科 目	当年度	前年度	増 減
光熱水費	97,629,529	94,384,251	3,245,278
印刷製本費	524,329	577,324	△52,995
通信運搬費	2,010,277	2,018,205	△7,928
委託料	113,881,050	113,213,158	667,892
手数料	1,942,822	1,718,348	224,474
使用料及び賃借料	17,234,494	13,442,171	3,792,323
修繕料	48,118,380	52,668,948	△4,550,568
原材料費	1,692,176	1,239,126	453,050
負担金	933,520	1,069,720	△136,200
食糧費	284,392	282,289	2,103
損害保険料	2,356,510	2,314,400	42,110
公課費	13,507,691	17,163,500	△3,655,809
動力費	11,052,900	6,647,070	4,405,830
交際費	22,750	45,428	△22,678
福利厚生費	0	38,940	△38,940
賄材料費	3,870,582	3,500,013	370,569
広告料	782,450	782,450	0
報償費	4,889,500	4,884,725	4,775
備品費	6,115,051	4,009,586	2,105,465
減価償却費	43,678,448	40,358,079	3,320,369
総係費	139,174,342	105,556,997	33,617,345
給料	52,876,299	48,954,144	3,922,155
手当	32,827,290	24,073,744	8,753,546
賃金	19,278,146	10,387,167	8,890,979
法定福利費	21,179,510	16,276,080	4,903,430
旅費	48,373	17,945	30,428
費用弁償	84,000	42,000	42,000
消耗品費	1,806,940	770,922	1,036,018
燃料費	462,174	375,495	86,679
印刷製本費	208,224	63,909	144,315
通信運搬費	297,673	299,343	△1,670

科 目	当年度	前年度	増 減
委託料	3,331,558	1,360,234	1,971,324
手数料	477,096	509,948	△32,852
使用料及び賃借料	619,448	634,312	△14,864
修繕料	2,808,122	463,360	2,344,762
原材料費	0	0	0
負担金	57,100	52,625	4,475
食糧費	0	0	0
損害保険料	310,080	340,080	△30,000
公課費	137,000	139,000	△2,000
交際費	41,980	65,899	△23,919
福利厚生費	480,270	427,284	52,986
報償費	33,411	22,274	11,137
報酬	0	108,000	△108,000
備品費	1,809,648	173,232	1,636,416
退職給付引当金繰入額	34,172,217	0	34,172,217
経常費用計	786,355,670	732,121,562	54,234,108
評価損益等調整前当期経常増減額	△62,038,009	△14,901,312	△47,136,697
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券等評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△62,038,009	△14,901,312	△47,136,697
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
過年度損益修正益	11,880	802,782	△790,902
経常外収益計	11,880	802,782	△790,902
(2) 経常外費用			
過年度損益修正損	0	1,719,673	△1,719,673
固定資産除却損	41,205,077	0	41,205,077
経常外費用計	41,205,077	1,719,673	39,485,404
当期経常外増減額	△41,193,197	△916,891	△40,276,306
当期一般正味財産増減額	△103,231,206	△15,818,203	△87,413,003

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産期首残高	299,484,631	315,302,834	△15,818,203
一般正味財産期末残高	196,253,425	299,484,631	△103,231,206
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
指定受取補助金	0	0	0
日本財団助成金	30,000,000	0	30,000,000
当期指定正味財産増減額	30,000,000	0	30,000,000
指定正味財産期首残高	559,833,720	559,833,720	0
指定正味財産期末残高	589,833,720	559,833,720	30,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高	786,087,145	859,318,351	△73,231,206

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

建物・・・定額法によっている。

ただし、従来、減価償却を行なっていなかった固定資産については、新会計基準適用初年度(H18年度)の期首の帳簿価格を取得価格とみなし、適用初年度から実施することとした。

この減価償却を実施するに際して、適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・期末退職給与の要支給額に対し、積立額を考慮した額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	16,973,649	0	0	16,973,649
小 計	16,973,649	0	0	16,973,649
特定資産				
有形固定資産（建物）	629,635,154	81,492,480	83,095,863	628,031,771
退職給付引当資産	20,000,000	40,000,000	10,000,000	50,000,000
公益事業基金	0	0	0	0
特別定期預金	145,000,000	10,000,000	105,000,000	50,000,000
その他固定資産				
什器備品	6,444,308	1,146,527	1,642,045	5,948,790
車両運搬具	105,408	773,460	145,617	733,251
小 計	801,184,870	133,412,467	199,883,525	734,713,812
合 計	818,158,519	133,412,467	199,883,525	751,687,461

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味 財産からの充当 額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
定期預金	16,973,649	16,973,649	-	-
小 計	16,973,649	16,973,649	-	-
特定資産				
建物	628,031,771	550,791,282	77,240,489	-
退職給付引当資産	50,000,000	-	50,000,000	-
特別定期預金	50,000,000	-	50,000,000	-
その他固定資産				
什器備品	5,948,790	-	5,948,790	-
車両運搬具	733,251	-	733,251	-
小 計	734,713,812	550,791,282	183,922,530	-
合 計	751,687,461	567,764,931	183,922,530	-

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（直接法）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建 物	1,196,166,454	568,134,683	628,031,771
什 器 備 品	12,952,809	7,004,019	5,948,790
車 両 運 搬 具	2,870,840	2,137,589	733,251

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
日本財団	日本財団	220,000,000	30,000,000	0	250,000,000	指定正味財産
石川県補助金	石川県	40,000,000	0	0	40,000,000	指定正味財産
小松市補助金	小松市	282,860,071	0	0	282,860,071	指定正味財産
合計		542,860,071	30,000,000	0	572,860,071	

財 産 目 録
平成30年 3月31日 現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額	
(流動資産)	小口現金	手元管理	運転資金として	1,077,003	
			小計	1,077,003	
	預金	普通預金 北國銀行 小松支店	運転資金として	97,442,449	
			小計	97,442,449	
	未収金		小松市受託料・補助金	51,991,585	
			使用料収益	3,539,485	
			受取手数料	1,443,467	
			雑収入	8,693,006	
			小計	65,667,543	
			流動資産合計		
(固定資産)	基本財産	定期預金 小松市農業協同組合		16,973,649	
			小計	16,973,649	
	特定資産	有形固定資産			
			建物	527,691,517	
			電気設備	64,363,236	
			空気調和設備	15,167,138	
			給排水衛生設備	19,128,725	
			下水道宅内設備	1,681,155	
				小計	628,031,771

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
その他固定資産	退職給付引当資産	北陸銀行 小松支店	職員退職給与相当額	10,000,000
		小松市農業協同組合		20,000,000
		鶴来信用金庫		10,000,000
		福邦銀行		10,000,000
			小計	50,000,000
	定期預金	定期預金		
		金沢信用金庫 小松中央支店		10,000,000
		金沢信用金庫 小松中央支店		10,000,000
		金沢信用金庫 小松中央支店		20,000,000
		福邦銀行		10,000,000
			小計	50,000,000
	有形固定資産			
		什器備品	事務局他施設	5,948,790
		車両運搬具	大倉岳高原スキー場	733,251
			小計	6,682,041
固定資産合計				751,687,461
資産合計				915,874,456
(流動負債)				
	未払金		賃金・法定福利費	13,436,619
			消耗品費	1,609,580
			備品費	3,270,176
			什器備品費	413,693
			建設改良費	0
			光熱水費	706,825
			委託料	19,006,725
			修繕料	12,857,803
			動力費	1,423,955
			公課費	671,891

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
	預り金		市委託料戻し	194,271
			その他	15,760,097
			小計	69,351,635
	前受金		社会保険料他	4,987,896
			小計	4,987,896
			市民センター	3,267,990
	こまつドーム		838,420	
	公会堂		1,296,500	
	小松サン・アビリティーズ		44,870	
	小計		5,447,780	
流動負債合計				79,787,311
(固定負債)	退職給付引当金	職員に対するもの	職員の退職金支払い	50,000,000
			に備えるもの	
			小計	50,000,000
固定負債合計				50,000,000
負債合計				129,787,311
正味財産				786,087,145

平成30年度

公益財団法人 小松市まちづくり市民財団予算

(総 則)

第1条 平成30年度公益財団法人小松市まちづくり市民財団の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	事 業 収 益	708,893千円
第 1 項	施設管理運営事業収益	689,189千円
第 2 項	スポーツ・文化振興事業収益	19,704千円
第 2 款	事 業 外 収 益	22,058千円
第 1 項	事 業 外 収 益	22,058千円

支 出		
第 1 款	事 業 費	724,934千円
第 1 項	施設管理運営事業	705,230千円
第 2 項	スポーツ・文化振興事業	19,704千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出	1,017千円
第 3 項	有形固定資産支出	1,017千円

(理事会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用する場合は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 120,197千円

平成30年3月15日 提出

理 事 長 山 上 重 幸

報告第12号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により，株式会社こまつ賑わいセンターの経営状況を次のとおり報告する。

1 第 20 期 株式会社こまつ賑わいセンター決算

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

第 20 期における株式会社こまつ賑わいセンターの事業実績は次のとおりです。

1. 事業実績の概要

平成 28 年 6 月 30 日に建築が開始されました小松駅南ブロック複合施設は、ビル名が「こまつアズスクエア」となり、計画どおり平成 29 年 10 月 31 日に完成しました。

当社は、この複合ビルの 1 階から 3 階までのホテルを除く部分について、特定目的会社（SPC）から定期建物賃貸借契約により借上げし、「公立小松大学」「プロント」「イーオン」に賃貸いたしました。

自社運営の「カブッキーランド」は、ホテルグランビナリオなどの入居店舗とともに 12 月 1 日に一斉にオープンしており、平成 29 年度末までの入場者は 4 ヶ月間で 3 万 6 千人を超え、当初見込みを大幅に上回ることができました。

北陸初のプロデュースとなった遊び場作りの専門企業「ボーネルンド社」、行政と初連携した食育体験企業「ABC クッキングスタジオ社」からのスタッフ研修、運営アドバイスなどが功を奏し、誘客拡大につながりました。

身近に子育て相談ができる「子育てスマイルステーション」では、定期的な子育てイベントを開催したほか、小松市内の保育所、幼稚園などで組織する「カブッキーランド運営実行委員会」では、民間と行政が連携し、カブッキーランドの運営支援と施設の利用促進に大きく寄与していただきました。

貸借対照表

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

(単位 : 円)

資 産 の 部

1. 流動資産

(1) 現金	1, 512, 390
(2) 預金	24, 709, 006
(3) 前払家賃	19, 224, 388
(4) 前払費用	57, 392
(5) 未収入金	2, 526, 523
(6) 未収消費税等	32, 816, 195

流動資産合計

80, 845, 894

2. 固定資産

(有形固定資産)

(1) 建 物	155, 144, 973
(2) 建物附属設備	248, 953, 958
(3) 工具器具備品	1

(投資その他の資産)

(1) 敷金	<u>57, 671, 220</u>
--------	---------------------

固定資産合計

461, 770, 152

資産合計

542, 616, 046

負 債 の 部

3. 流動負債

(1) 短期借入金	20, 200, 000
(2) 未払金	4, 971, 015
(3) 未払法人税等	196, 500
(4) 預り金	54, 780
(5) 前受家賃	1, 373, 436

流動負債合計

26, 795, 731

4. 固定負債

(1) 長期借入金	484, 538, 123
(2) 預り保証金	13, 474, 760

固定負債合計

498, 012, 883

負債合計

524, 808, 614

純 資 産 の 部

5. 株主資本

資 本 金

17, 050, 000

(利益剰余金)

その他利益剰余金

757, 432

繰越利益剰余金

757, 432

純資産合計

17, 807, 432

負債・純資産合計

542, 616, 046

損益計算書

(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

(単位：円)

1. 売上高

(1) カブッキーランド売上	10,188,917	
(2) うどん売上	21,762,642	
(3) 補助金収入	8,951,169	
(4) 家賃収入	<u>100,271,535</u>	<u>141,174,263</u>

売上総利益金額

141,174,263

2. 販売費及び一般管理費

(1) 給料	8,730,952	
(2) 法定福利費	1,192,424	
(3) 福利厚生費	134,755	
(4) 委託費	21,740,130	
(5) 通信費	142,177	
(6) 交際費	7,161	
(7) 減価償却費	11,882,589	
(8) 賃借料	1,930,974	
(9) 支払保険料	169,690	
(10) 水道光熱費	1,039,324	
(11) 消耗品費	1,058,485	
(12) 租税公課	259,816	
(13) 事務連絡費	19,000	
(14) 広告宣伝費	2,714,512	
(15) 支払手数料	105,726	
(16) 旅費交通費	639,391	
(17) 会議費	6,202	
(18) 使用料	525,156	
(19) 支払家賃	89,002,000	
(20) 負担金	54,575	
(21) 材料費	281,198	
(22) 雑費	2	<u>141,636,239</u>

営業損失金額

△ 461,976

営業外収益

(1) 受取利息	54,063	
(2) 雑収入	<u>11,175,435</u>	<u>11,229,498</u>

営業外費用

(1) 支払利息割引料	<u>1,298,273</u>	<u>1,298,273</u>
-------------	------------------	------------------

営業外利益金額

9,931,225

経常利益金額

9,469,249

特別損失

(1) 固定資産圧縮損

9,259,260

税引前当期純利益金額

209,989

法人税, 住民税及び事業税

196,500

当期純利益金額

13,489

株主資本等変動計算書

(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

(単位：円)

（単位：円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他の利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	17,050,000	743,943	743,943	17,793,943	17,793,943
当期変動額	0	13,489	13,489	13,489	13,489
当期純利益		13,489			
当期末残高	17,050,000	757,432	757,432	17,807,432	17,807,432

財務諸表に対する注記

(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

- この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。
- 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産については、法人税法に基づく減価償却の方法を適用しています。

(2) 計算書類作成のための重要な事項

① リース取引の処理方法

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

② 消費税の会計処理

消費税等の会計は、税抜き方式によっています。

3. 貸借対照表等に関する注記

(1) 減価償却累計額の金額

減価償却累計額 13,305,568 円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済み株式の数

前期末株式数（発行済普通株式）	341 株
当期増加株式数（発行済普通株式）	0 株
当期減少株式数（発行済普通株式）	0 株
当期末株式数（発行済普通株式）	341 株
前期末株式数（発行済優先株式）	0 株
当期増加株式数（発行済優先株式）	0 株
当期減少株式数（発行済優先株式）	0 株
当期末株式数（発行済優先株式）	0 株

第 20 期 財産目録

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

資産の部	摘 要	金 額
<u>1. 流動資産</u>		80,845,894
(1) 現金預金		26,221,396
ア. 現 金		1,512,390
	会社小口	330,000
	カブッキーランド	1,150,900
	つるっと	31,490
イ. 預 金		24,709,006
	決済用普通預金 (期末現在高)	10,346,988
	北國銀行 小松中央支店	8,218,307
	北國銀行 小松中央支店	149,681
	北國銀行 小松中央支店	1,979,000
	普通預金	4,317,617
	北國銀行 小松中央支店	4,241,646
	北國銀行 小松支店	75,968
	定期預金	10,044,404
	北陸信用金庫小松中央支店	5,018,527
	北國銀行 小松中央支店	2,020,404
	北國銀行 小松中央支店	3,005,473
(2) 前払金		19,281,780
	前払家賃 (平成 30 年 4 月分)	19,224,388
	前払費用	57,392
(3) 未収入金		2,526,523
	小松市補助金	2,181,169
	その他	345,354
(4) 未収消費税等		32,816,195
	小松税務署 (消費税還付)	32,816,195
<u>2. 固定資産</u>		461,770,152
(1) 有形固定資産		404,098,932
	建物 (つるっと・大学内装工事)	155,144,973
	建物付属設備 (つるっと・大学内装設備)	248,953,958
	工具器具備品 (つるっと)	1
(2) 投資その他の資産		57,671,220
	敷金 (青山ライフプロモーション)	57,671,220
資産合計		542,616,046

(単位:円)

負債の部	摘 要	金 額
<u>1. 流動負債</u>		<u>26,795,731</u>
(1) 短期借入金		20,200,000
	北國銀行 小松支店	20,200,000
(2) 未払金		4,971,015
	委託費	1,872,822
	その他	3,098,193
(3) 未払法人税等		196,500
	法人税・市民税	196,500
(4) 預り金		54,780
	源泉所得税	54,780
(5) 前受家賃		1,373,436
	家賃(平成30年4月)	1,373,436
<u>2. 固定負債</u>		<u>498,012,883</u>
(1) 長期借入金		484,538,123
	北國銀行 小松支店	484,538,123
(2) 預り保証金		13,474,760
	預り敷金	13,474,760
負債合計		524,808,614
純資産の部	摘 要	金 額
<u>1. 株主資本</u>		<u>17,807,432</u>
(1) 資本金		17,050,000
(2) 利益剰余金		757,432
純資産合計		17,807,432
負債・純資産合計		542,616,046

2 第 21 期 株式会社こまつ賑わいセンター事業計画

(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

1. 事業概要

平成 29 年 12 月にオープンいたしました，複合ビルの「こまつアズスクエア」は，開業から 6 ヶ月を迎えました。

当社が直営管理します「カブッキーランド」は，来場者が 5 月末で 5 万人に迫る状況であり，クッキングスタジオでの食育や，すくすく広場でのあそびながら学ぶ施設の内容が，市内外から高い評価を受けています。

子育て支援に対する取り組みでは，小松市内の保育所，幼稚園で組織する団体の協力を得ながら，利用の促進と質の高い子育て専門相談窓口の充実を目指します。

また，定期建物賃貸借契約により 2 階 3 階を貸付し，4 月に開学された「公立小松大学」は，第 1 期の入学生を迎え，小松駅周辺は学生，社会人，親子連れに至るまで，多くの方々が集まる交流のエリアとなりました。

このことは，今年 4 月に実施いたしました通行量調査にも表れており，今後は大学生との共創による小松駅周辺の商業の活性化と，2023 年春の北陸新幹線小松開業を見据えた賑わいの創出に取り組めます。

2. 事業内容

- (1) 小松駅周辺の利活用促進
- (2) カブッキーランドの運営
- (3) アンテナショップ 小松うどん道場つるっとの運営

3 第21期 株式会社こまつ賑わいセンター予算

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(総 則)

第1条 第21期 株式会社こまつ賑わいセンターの予算は、次に定めるところによる。

(収益的收入及び支出)

第2条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	営業収益	303,787 千円
第1項	営業収益	302,586 千円
第2項	営業外収益	1,201 千円
支 出		
第1款	営業費用	305,895 千円
第1項	営業費用	304,695 千円
第2項	営業外費用	1,200 千円

(資本的收入及び支出)

第3条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	資本的收入	484,538 千円
第1項	借入金	484,538 千円
支 出		
第1款	資本的支出	18,307 千円
第1項	借入金償還金	18,307 千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の額は、30,000千円と定める。

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により，次の事項につき専決処分したので，同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年度

専決第9号 損害賠償の額を定めることについて

専決第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成30年3月29日

小 松 市 長 和田 慎司

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

平成29年11月14日発生の交通事故に係る損害賠償の額は、次のとおりとする。

記

- 1 相手方 

- 2 損害賠償額 金785,663円
- 3 事故の概要 平成29年11月14日午前10時30分頃、岡本タイヤ商会駐車場において、管財課職員の運転する市公用車が、国道305号に出ようとバックで移動したところ、停車中の相手方車両後方部とバンパーに接触し、損害を与えたもの。

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により，次の事項につき専決処分したので，同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年度

専決第2号 損害賠償の額を定めることについて

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成30年4月19日

小 松 市 長 和田 慎司

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

平成30年2月9日発生の交通事故に係る損害賠償の額は、次のとおりとする。

記

- 1 相手方
- 2 損害賠償額 金345,449円
- 3 事故の概要 平成30年2月9日午後6時10分頃、市道小松駅東通り線において、除雪作業を行っていた道路河川課職員の運転するロータリー除雪車が、切り返しバック時に、停車中の相手方車両左前ライト及びバンパーに接触し損害を与えたもの。